

福島県オープンカウンター方式実施要領（物品）

（趣旨）

第1条 この要領は、福島県（以下「県」という。）がオープンカウンター方式により物品の見積合わせを行う場合の取扱いについて、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「規則」という。）、福島県電子見積運用基準（令和6年1月1日制定。以下「運用基準」という。）、その他法令等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において、使用する用語の意義については、以下に定めるところによる。

- 1 オープンカウンター方式 物品の見積合わせにおいて見積りの相手方を特定せず、見積合わせへの参加を希望する業者からの見積書により、契約の相手方を決定する方式をいう。
- 2 自社の印刷設備で製造する者 自社工場の印刷機械設備等により、組版、印刷及び製本・加工の製造工程を完結させ、納入することができる者をいう。

（対象となる物品）

第3条 この要領の対象となる物品は、1件の調達案件に係る予定価格（以下「予定価格」という。）が、規則第267条に定める随意契約ができる限度額以下で、福島県電子入札システムを使用して調達する物品とする。

（対象外となる物品）

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、本要領の対象外とすることができる。

- （1） 予定価格が30万円未満のとき。
- （2） 見本品を確認しなければ見積りができないとき。
- （3） 納入期限までの期間が短く、一定の見積期間が確保できないとき。
- （4） オープンカウンター方式による見積合わせを行ったが、不調になったとき。
- （5） 規則第269条第2項に該当する物品調達等をするとき。
- （6） 物品等調達における優先選定等実施要綱第4条に基づき、随意契約において優先的な取扱いを行うとき。
- （7） 第1号から第6号に該当する場合以外で、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号から第9号までの規定に基づき随意契約を締結しようとするとき。
- （8） 前各号に掲げるもののほか、県がオープンカウンター方式による調達が不相当であると判断したとき。

（参加資格）

第5条 オープンカウンター方式対象案件に参加できる者は、次の各号に掲げる調達案件の区分に応じて定める者とする。

- (1) 印刷物 運用基準第7(1)から(3)まで及び(5)の全てに該当し、かつ、福島県内に本店を有し自社の印刷設備で製造する者
- (2) 印刷物以外の物品 運用基準(試行)第7(1)から(5)の全てに該当する者
- 2 前項各号に定めるもののほか、公所等に納入する物品及び共通物品の調達案件において、地域を指定した場合は、指定した地域内に本店、支店又は営業所(県内に本店のある支店又は営業所に限る)を有する者を参加資格として加えることができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、競争性を確保するために必要があるときは、第1項各号に該当しない者をオープンカウンター方式対象案件に参加させることができる。

附 則

この要領は、令和6年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年1月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月11日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。